

福島市から東京都に自主的避難をしている家族5名（大人2名、子供3名）について、平成23年分及び平成24年9月末までの避難実費相当額等が賠償された事例。

## 和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（あわせて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 （1）中間指針第1次追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用 2, 867, 499円

（2）ガイガーカウンター購入費用 46, 800円

期 間 自 平成23年3月11日

至 平成23年12月末日

但し、損害項目（2）については、至平成23年5月末日

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金2, 914, 299円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月18日

（仲介委員 尾野恭史）

福島市から東京都に自主的避難をしている家族5名（大人2名、子供3名）について、平成23年分及び平成24年9月末までの避難実費相当額等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（あわせて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 (1) 避難費用（住居費）  
(2) 避難費用（引越し費用）  
(3) 避難費用（面会交通費）  
(4) 避難雑費

期 間 自 平成24年1月1日  
至 平成24年9月末日

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金2,086,420円の支払義務があることを認める。

（内訳）

(1) 避難費用（住居費）	1,437,480円
(2) 避難費用（引越し費用）	74,500円
(3) 避難費用（面会交通費）	34,440円
(4) 避難雑費	540,000円

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月10日

(仲介委員 尾野恭史)